

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見公募要領

令和8年9月16日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第221回国会において成立した「電気事業法の一部を改正する法律」の施行に伴い、電気事業法施行規則等の一部を改正し、その他関係規則を整備します。

具体的には、基幹送変電設備整備等計画及び発電等用電気工作物整備等計画の申請・認定手続、認定要件等に関する規定の整備、広域的運営推進機関の財務・会計及び業務に関する規定の整備、広域的運営推進機関が貸付けの内容を決定するに当たって従うべき基準の制定、卸電力取引所の国庫納付に伴う規定の整備、大規模電源の休廃止の際の事前の協議に関する規定の整備等を行います。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案等
※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。「関連ファイル（命令等の案）」における表示名は、【】内に記載のとおり。

- (1) 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）【資料1 省令案】
- (2) 電気事業法第28条の50の2の規定による貸付けの内容を決定するに当たって推進機関が従うべき基準（案）（新規制定告示）【資料2 告示案（1）】
- (3) 福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類の一部を改正する告示（案）【資料3 告示案（2）】
- (4) 広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件の一部を改正する告示（案）【資料4 告示案（3）】
- (5) 広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示の一部を改正する告示（案）【資料5 告示案（4）】
- (6) 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（案）【資料6 訓令案（1）】
- (7) 別添3 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について（案）【資料6-1 訓令案（2）】

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
資源エネルギー庁電力・ガス事業部（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年9月16日（水）～令和8年10月15日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁電力・ガス事業部 パブリックコメント担当 あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bzl-s-denjihoupc@meti.go.jp

（電子メールの件名を「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

